

GALL



2020年8月

労務関連速報—雇用維持スキーム (ESS) の2回目の支払の申請手続開始へ

香港政府は、雇用維持スキーム (ESS) の2回目の支払の申請を、2020年8月31日から同年9月13日まで受け付ける旨発表した。ESSの助成金を申請しようとする雇用主は、2回目の支払のため新たな申請を提出しなければならない。

既に初回の支払時に一時金で助成金を受領した個人事業主は、ESSの2回目の支払を申請することはできない。

2回目の支払の助成期間

2回目の支払の助成期間は、2020年9月から11月である**(助成期間)**。

受給資格基準

受給資格を得るための要件は、初回の支払と同様である。すなわち、全ての「正規従業員」(すなわち、60日以上継続した期間雇用されている18歳から64歳までの従業員) 及び全ての65歳以上の従業員であって、2020年3月31日以前にMPFのアカウント又はORSOのスキームを開設した者のために申請を行なうことができるが、一定の雇用主 (例えば、香港政府や法律で設立された機関) は例外的に支給対象から除かれる。

助成金の額

助成金の金額の水準は従前と同様である。すなわち、「特定月」の実際の賃金 (ただし、従業員1人当たり1か月18,000香港ドル (1香港ドル14円 (以下同じ。)) で計算すると、25万2000円) が上限) の50%であり、従業員1人当たりの1か月の助成金の上限は、9,000香港ドル (12万6000円) となる。当該助成金は、2020年9月から11月までの3か月を対象とする。2回目の支払においては、香港政府は65歳以上の従業員について支給額の緩和を行なった。65歳以上の従業員に対する賃金助成金の額が1か月あたり5,000香港ドル (7万円) を下回る場合にも、雇用主は、そのような従業員1人当たり1か月5,000香港ドルの賃金助成金を受け取ることができる。

「特定月」

雇用主は、助成金の2回目の支払のため、2019年12月から2020年3月までの任意の1か月を、計算の基礎として用いられる「特定月」として選択することができる。

WWW.GALLHK.COM

GALL

雇用主が行なうべき保証

初回の支払と同様、ESSの2回目の支払に参加する雇用主は、以下の2点を保証しなければならない。

- a) 助成期間中、余剰人員整理解雇 (redundancies) を行なわないこと。したがって、助成期間中のどの1か月においても、雇用されている従業員（無給休暇中の従業員は含まれない。）の総数は、2020年3月の有給及び無給の従業員の総数を下回ってはならない。
- b) 賃金助成金の全額を、当該1か月においてその従業員に対する賃金の支払に用いること。

ペナルティ

- a) 従業員数の減少に対するペナルティ

助成期間中のある1か月において、雇用されている従業員（無給休暇中の従業員は含まれない。）の総数が、賃金を支払うべきものと約束された従業員数を下回った場合は、雇用主は、香港政府に対しペナルティを支払わなければならない。ある特定の月におけるペナルティの計算は、初回の支払における計算方法と同じであり、詳細はこちらを参照されたい。2020年3月において新しい従業員のためにMPFの積み立てを行わない又はORSOのスキームを設立していたときは、当該従業員も、賃金を支払うべきものと約束された従業員数に加算される。

- b) 賃金助成金を賃金支払に用いなかった場合のペナルティ

雇用主が、助成期間中、ある特定の月について受領した助成金の全額を当該月における従業員の賃金の支払に用いなかった場合は、香港政府は、当該月に係る費消されていない助成金の残額を回収する。ペナルティの計算は、初回の支払における計算方法と同じであり、詳細はこちらを参照されたい。

加えて、香港政府は、ESS秘書処が以下の条件をいずれも満たすと判断する場合には、雇用主の2回目の賃金助成金の申請を却下し、及び/又は、賃金助成金の初回又は2回目の支払（の全部又は一部）を回収する権利を留保している。

- a) 初回の支払の助成期間（2020年6～8月）中に雇用主が行なった余剰人員整理解雇が相当な規模に及ぶこと。
- b) 一時解雇 (lay off) された従業員の代わりとなる者を雇用し、及び/若しくは、一時解雇された従業員を再雇用する意思があることを雇用主が証明せず、並びに/又は、当該雇用主「が行なった余剰人員整理解雇」に他に合理的な説明がないこと。

GALL

虚偽及び不正確な情報に対する法的責任

申請の際に提供される情報は、真実で、完全で、かつ正確でなければならず、そうでない場合には、関連する申請は無効とされ、却下され、及び/又は資格喪失される可能性がある。香港政府及び/又はその指定した代理人を欺くことを企てて、虚偽の陳述、曲解、又は事実の隠蔽を行ない、又は、虚偽の若しくは誤解を与える書面若しくは情報を提出する者は、刑事罰の対象となり、刑事事件として起訴される可能性がある。

2回目の支払におけるその他の変更点

- a) 香港政府は、主要な資産管理会社に対し、その受領した助成金の80%相当額を、そのサービスを利用する所有者及び所有者団体に対し返還する旨の保証を求めていることとされている。
- b) PARKnSHOPとWellcome (いずれもスーパーマーケット) は、2回目の支払の助成期間中、恵まれない人々に対し割引を行ない、NGOに対し寄付を行なうことが求められることになっている。

これらの保証の詳細は、いまだ公表されていない。

お問い合わせ



Andrea Randall
パートナー
+852 3405 7630
andrearandall@gallhk.com



Nick Dealy
パートナー
+852 3405 7656
ndealy@gallhk.com



Takashi Ugajin
外国法事務弁護士
+852 3405 7658
takashiugajin@gallhk.com



Kritika Sethia
リーガルアナリスト
+852 3405 7654
kritikasethia@gallhk.com